

申請時に必要な書類等

- 介護保険負担限度額認定申請書（同意書）
 - 被保険者・配偶者（内縁関係含む）の預貯金等の資産の額が分かる添付書類
 - ① 申請書と添付書類はホチキス留めしてください。
 - ② 添付書類はA4判の両面コピーにしてください。
 - ③ 預貯金（普通預金・定期預金）のコピーを添付してください。
 - ・通帳および証書を複数所持している場合、すべてのコピーが必要です。
 - ・通帳は記帳したうえで、以下の箇所をコピーしてください。
銀行名・支店名・名義・口座番号（※1）、申請日から2ヶ月以上の取引の内容が分かる部分（※2）
 - ※1 通帳の表紙をめくり、口座名義等記載のある箇所（上下とも）
 - ※2 該当全ページ（上下とも）
 - ※3 一つの通帳で定期預金の記載もある場合には、「※2」と同様の写し
 - ※4 インターネットバンクであれば、口座残高がわかるウェブサイトの写し
 - ・すべての預貯金（普通預金・定期預金）の残高の合計金額を申請書「預貯金額」欄に記入してください。
- ★通帳を紛失されている場合は、銀行等に取引内容が分かる書類の発行の可否を確認してください。
（紛失時は追加で書類を添付していただくこともあります。）

申請に必要となる資産の種類	必要に応じて添付する書類
預貯金（普通・定期）	③ をご参照ください。
出資金	出資金額がわかる書類（出資証券、配当金のお知らせ等）の写し
有価証券、投資信託	証券会社や銀行、信託銀行の口座名義と残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可。
金・銀（積立購入を含む）等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座名義等と口座残高の記載箇所の写し ※ウェブサイトの写しも可。
現金（タンス預金も含む）	なし（自己申告で申請書に金額を記入してください。）
負債（借入金・住宅ローン）	借用書などの写し ※預貯金額等から負債額を差し引いた結果で判定します。

※ 預貯金等の資産に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属 等
- ・絵画、骨董品、家財 等

負担軽減の対象となるサービス

- 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院・地域密着型介護老人福祉施設（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護が負担軽減の対象となります。
なお、**負担限度額認定申請をしなくても、上記サービスのご利用は可能です**。軽減要件をご確認のうえ、必要に応じて申請してください。
- 通所系のサービス・有料老人ホーム・グループホーム・小規模(看護)多機能型居宅介護等を利用した際の食費・居住費（滞在費）については、負担軽減の対象になりません。
- 負担軽減を受けるためには、利用している施設、またはケアマネジャーに「介護保険負担限度額認定証」を提示してください。

注意事項

- 1) 生活保護受給者、境界層該当者の場合、申請時の添付書類は不要です。
- 2) 負担限度額認定証の有効期間は、申請月の1日から翌年（1月以降に申請した場合は同年）7月31日までです。
- 3) 一度申請して却下と判定されたあとに、世帯構成・所得状況・預貯金額等に変更があった場合には再度の判定が可能ですので、再申請してください。
- 4) 年度途中において税更正等が行われた場合は、さかのぼって利用者負担段階を変更する場合があります。
- 5) 成年後見人等が代理申請する場合、申請者欄への記入をお願いします。

介護保険負担限度額認定申請書 チェックリスト

申請書を提出する前に、以下をご確認のうえご提出ください。

表（申請書）

- 被保険者氏名欄に **押印** はありますか？（本人が手書きした場合は不要）
- 介護保険施設に入所（院）している場合、施設の所在地、名称、入所（院）年月日を記入していますか？
- 配偶者の有無を記入していますか？
 - ↳ 配偶者が「有」の場合、「配偶者に関する事項」欄を漏れなく記入していますか？
- 遺族年金・障害年金 を受給している場合、受給している年金を○で囲んでいますか？
- 「預貯金等に関する申告」欄にチェックし、預貯金額・有価証券・その他 の欄に金額を記入していますか？
 - ※ 金額が0円の場合、「0」を記入してください。
 - ※ その他の欄は、（ ）内に「現金」「負債」等の内容を記入してください。

裏（同意書）

- 内容をよく読み、日付、被保険者（配偶者）の住所・氏名 を記入していますか？
- 氏名欄に **押印** はありますか？（本人が手書きした場合は不要）

添付書類

- 被保険者、配偶者（内縁関係含む）のすべての預貯金等資産の写しを添付していますか？
 - 普通預金通帳（ネット口座含む）
 - 定期預金通帳・証書（ネット口座含む） } ※要記帳
- 出資金額がわかる書類（出資証券、配当金のお知らせ等）
- 有価証券の口座・取引残高がわかる書類
- 負債がわかる書類

裏面も必ずご確認ください

【お問い合わせ】

〒036-8551 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市 福祉部 介護福祉課 介護給付係
電話：0172-40-7071（直通）
FAX：0172-38-3101